

浮き城のまち景観賞表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、周辺環境と景観上の調和を図り造形意匠上優れた建築物等を浮き城のまち景観賞（以下「景観賞」という。）として表彰することにより、良好な景観創出のための市民意識の醸成を図り、もって地域の個性を伸ばす景観形成に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 景観賞の表彰の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に所在する建築物若しくは一団の建築物又はその他の構築物（以下「建築物等」という。）で、現に使用されているもの。ただし、国、地方公共団体等が所有するもの及びこれらにより景観賞と同様の表彰を受けたものを除く。
- (2) その他前条に定める目的に対し特に功績のあった者

(表彰)

第3条 表彰は、前条第1号に規定する建築物等のうち、特に優秀と認められるものの建築主、設計者及び施工者又は同条第2号に規定する者に対して、表彰状及び記念品を授与することにより行う。

2 表彰は、原則として年1回行うものとする。

(審査委員会)

第4条 景観賞の被表彰者を決定するため、浮き城のまち景観賞審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の設置及び運営に関する事項は、別に定める。

(後援)

第5条 市長は、景観賞の表彰の実施にあたり、第1条の目的に賛同する関係機関等に対し、後援を依頼することができる。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月19日から施行する。